

太宰府市農業委員会の委員候補者募集について

太宰府市では令和7年4月の委員改選にともない、下記の要領により太宰府市農業委員会の委員の募集を行います。

今回の募集により応募をされた方は委員候補者となり、太宰府市農業委員会の委員候補者選考委員会においての選考結果により、市議会の同意を得たうえで市長が委員に任命することになります。

記

○委員の任期：令和7年4月9日から令和10年4月8日（3カ年）

○委員の資格：（太宰府市農業委員会の委員選任に関する規則より抜粋）

委員として応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者で、委員任命予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1)委員の在任期間において、市内に住所を有する者。ただし、特別の事情があればこの限りでない。
- (2)市の職員でない者
- (3)農地につき耕作の業務を営む者又は同居の親族及びその配偶者において、その耕作に従事する者であることを農業委員会が認めた者。ただし、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する者を除く。
- (4)市の農業の発展に寄与することを市長が認める者

○応募の手続き：（太宰府市農業委員会の委員選任に関する規則より抜粋）

委員の募集に応募する者は、次の事項を記載した書面を市長に提出するものとする。

- (1)応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、農業に関する経歴及び農業経営の概況
- (2)応募する者が認定農業者等に該当するか否かの別
- (3)応募の理由

※書面につきましては、農業委員会事務局において所定の応募用紙を配布しています。

○推薦・応募に応じた者の公表：（太宰府市農業委員会の委員選任に関する規則より抜粋）

推薦並びに募集期間の中間及び終了後において、ホームページ等に推薦を受けた者及び募集に応じた者を公表するものとする。

- (1)推薦を受けた者及び募集に応じた者の氏名、職業、年齢、性別等とする。
- (2)推薦を受けた者の数及び応募した者の数並びにそのうちの認定農業者等の数を公表するものとする。

○応募の締め切り：令和6年8月28日（水）17：00厳守

○提出、問い合わせ先

〒818-0198

太宰府市観世音寺一丁目1番1号（市役所2階）

太宰府市農業委員会事務局（観光経済部 産業振興課内）

電話092-921-2121